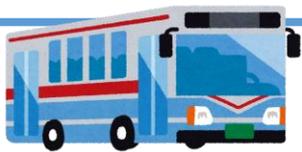


# 上板橋第一中学校移転に伴う通学支援補助金について



令和6年4月に上板橋第一中学校が移転したことに伴い、3つの補助事業を行っております。



## 通学支援補助金について

上板橋第一中学校は、令和6年度から8年度まで改築工事を行うため、南常盤台校舎（南常盤台1-1-1）から小茂根校舎（小茂根1-2-1）へ移転して学校運営を行っています。

通学支援補助金は、上板橋第一中学校が小茂根校舎へ移転している間、通学距離が延びることによる通学負担の軽減や安全な通学を目的として、通学に必要な費用や安全の確認に必要な費用を支給するものです。【令和8年度末までの補助制度です】

## 補助の対象（※申請者及び生徒が板橋区民であることが条件です）

下のフローチャートの結果  
AまたはBに該当する方

下のフローチャートの結果  
Cに該当する方

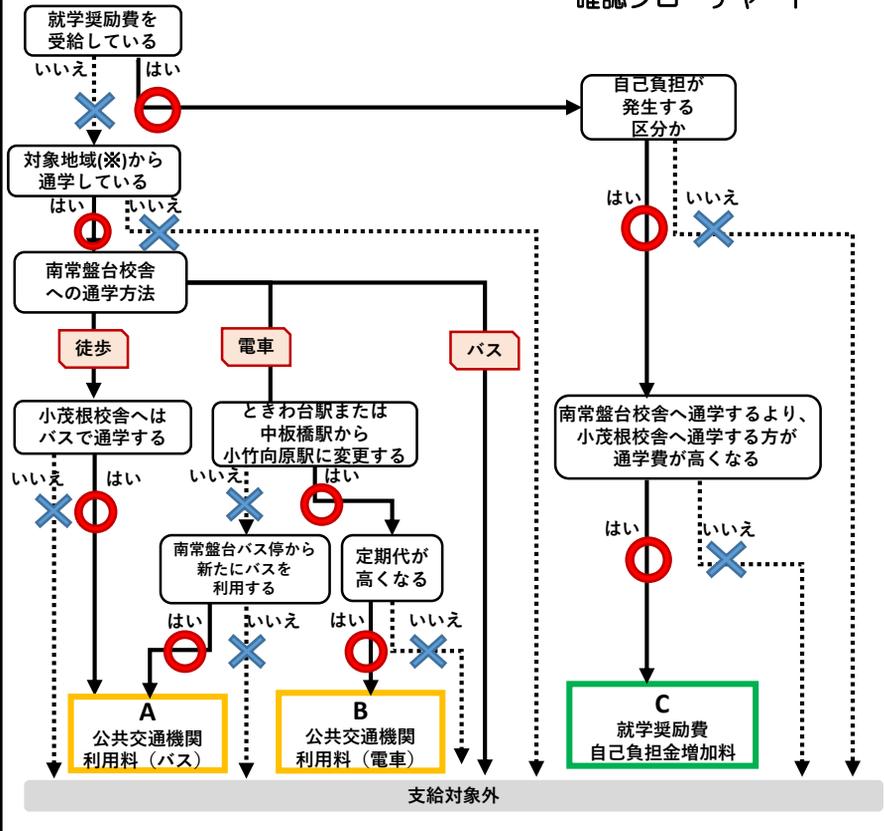
5組（特別支援学級（固定級））  
に在籍の方

公共交通機関利用料  
(P.2へ)

就学奨励費  
自己負担金増加料 (P.3へ)

GPS端末料  
GPSサービス利用料  
(P.4へ)

### ◆公共交通機関利用料・就学奨励費自己負担金増加料 確認フローチャート



※対象地域とは、小茂根校舎から直線で1.5kmを超える地域であり、板橋区内で以下に記載のない地域です。

- ・大谷口上町・大谷口北町・大谷口一丁目、二丁目
- ・大山町50.54～57
- ・大山西町11～15.17～71
- ・小茂根一丁目～五丁目
- ・幸町43.45～66
- ・桜川一丁目・桜川二丁目1～26
- ・桜川三丁目1～3.16
- ・東新町一丁目1～4.8～13.20～53
- ・東新町二丁目・仲町19.20
- ・東山町
- ・南常盤台一丁目、二丁目
- ・向原一丁目～三丁目
- ・弥生町1～22.25～28.40～82

●南常盤台校舎（南常盤台一丁目1-1）  
令和6年3月まで使用していた校舎のこと

●小茂根校舎（小茂根一丁目2-1）  
令和6年4月から使用している校舎のこと

## 交付時期について（予定）

この補助金は、年2回申請を受付け、交付決定を行い、支給を行います。

（詳しい申請方法は、受付時期が近づいたタイミングで、別途ご案内します）

- ◆ 前期（4～9月分）分 …… 10月ごろ申請受付予定
- ◆ 後期（10（4）～3月分）分 …… 3月ごろ申請受付予定

AまたはBに  
該当の方

# 公共交通機関利用料



## 1. 対象者

板橋区民かつ以下のいずれかに該当する方の交通費を負担している方

A：板橋区民かつ対象地域から通学してくる生徒のうち、新たにバス通学を始める方

※対象地域とは、小茂根校舎から直線で1.5kmを超える地域であり、板橋区内で以下に記載のない地域です。  
・大谷口上町・大谷口北町・大谷口一丁目、二丁目・大山町50.54～57・大山西町11～15.17～71・小茂根一丁目～五丁目  
・幸町43.45～66・桜川一丁目・桜川二丁目1～26・桜川三丁目1～3.16・東新町一丁目1～4.8～13.20～53・東新町二丁目  
・仲町19.20・東山町・南常盤台一丁目、二丁目・向原一丁目～三丁目・弥生町1～22.25～28.40～82

B：板橋区民かつ利用する路線を東武東上線から地下鉄有楽町線、副都心線に変更することで自己負担が増加する方

※仮に南常盤台校舎へ通学する場合に、バスの利用が想定される方は対象外

## 2. 支給の対象

A：南常盤台校舎から小茂根校舎までのバス定期代  
または

B：乗降駅を東武東上線「ときわ台駅」または「中板橋駅」から有楽町線、副都心線「小竹向原駅」に変更することによる電車定期代（6か月期間）の差額  
（他法他施策の活用がある場合は、差額×自己負担割合）

※いずれも定期期間の始期が4月1日以降の定期代が支給の対象になります。

定期券を利用できないやむを得ない事情がある場合は、事前に学校へご相談ください。

## 3. 支給上限金額

赤31系統国際興業・都営・関東バス

3社共通定期券（3か月期間）×4期間

※他法他施策で一部補助を受けている場合は、上記上限額に自己負担割合を乗じた額が上限額になります。

[赤31]系統 関東バス・  
都営バス共通定期券



## 4. 申請時必要なもの

- ・定期券の写し（1期間につき1枚）
- ・期間中に払い戻した場合には、金額がわかるもの

※アプリを使用している場合、  
期間、経路、利用者名、金額がわかるページ。

領収書では支給できません。定期券のコピーを忘れずにとって  
申請時期まで大切に保管してください。

## 5. 定期券の購入について

4/1～4/14までの間に開始する定期券を購入してください。

新9年生で、4/1開始以外の定期券を購入される場合は、最後に購入する定期券が卒業式の日までの3か月期間の定期になるような購入をお願いしております。詳しくはP.4のQRコードより区HPをご確認ください。

# 就学奨励費 自己負担金増加料

## 1. 対象者

板橋区で就学奨励費を受給し、自己負担金が発生している方

## 2. 支給対象額

南常盤台校舎へ通学する場合と比較し増加した額

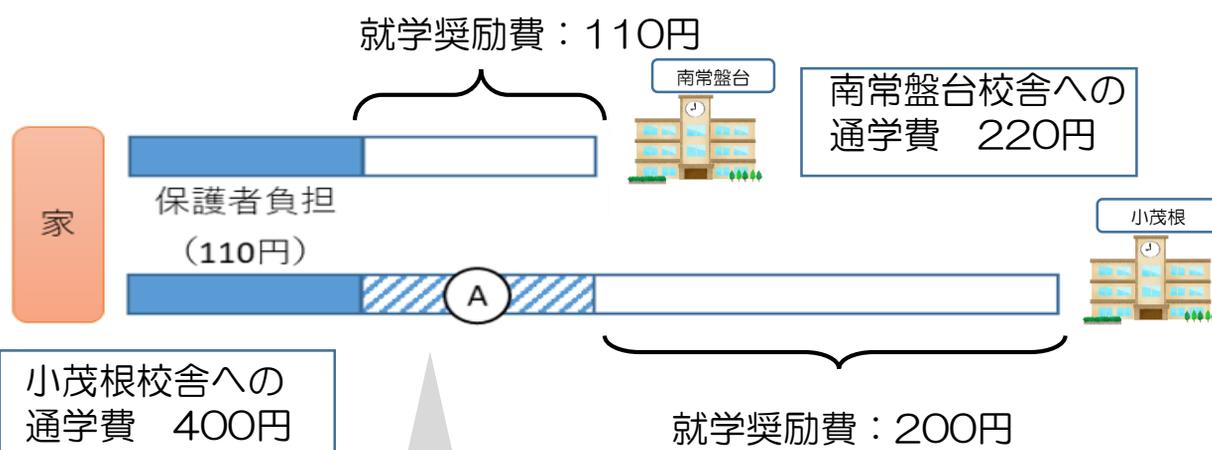
## 3. 申請時に必要なもの

- ・定期券の写し（1期間につき1枚）

※アプリを使用している場合、

期間、経路、利用者名、金額がわかるページ。

領収書では支給できません。定期券のコピーを忘れず  
にとって申請時期まで大切に保管してください。



Aの部分はこの補助金で支給：90円

(小茂根校舎へ移転後の通学費400円－南常盤台校舎へ通学時の保護者負担金110円－就学奨励費200円)

5組 (特別支援学級 (固定級))  
在籍の方全員

# GPS端末料 GPSサービス利用料



## 1. 対象者

板橋区民かつ以下に該当する方のGPS費用を負担している方  
・板橋区民かつ特別支援学級 (5組) へ通学している方

## 2. 支給の対象

GPS端末料…GPSの本体代+事務手数料

支給の対象月2か月前から購入できます。

(新7年生は入学前年度の2月以降の購入分が対象)

※ケース代や保険代等は対象外

GPSサービス利用料… 毎月のサービス利用料

※位置検索及び通知機能以外の  
オプション代はすべて対象外

※事前に購入されている場合であっても、  
在籍期間以外の月額利用料は対象外

## 3. 支給上限金額

GPS端末料 上限税込7,000円(1人1回限り)

GPSサービス利用料 上限月額税込650円

## 4. 申請時に必要なもの

- ・契約書の写し
- ・支払いを証明できるもの

※いずれも契約者や領収書の宛名は**生徒名または申請者**であるもの

※GPSをアプリで管理しキャリア決裁する場合、毎月の利用内訳書などが  
必要になります。画面のスクリーンショットは不可、PDFデータ等を印刷  
して提出してください。



詳細は区HPより  
ご確認ください。

### 【問合わせ】

板橋区教育委員会事務局  
新しい学校づくり課学校配置調整第二係  
☎03-3579-2090